

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成 29 年 5 月 26 日 答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1600257 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1700020 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月12日の標準賞与額を13万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「給与支給明細書 平成15年12月分賞与」及び銀行の預金通帳により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、標準賞与額13万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記預金通帳により確認できる振込日から、平成15年12月12日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600268号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700021号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年7月14日の標準賞与額を8万8,000円、同年12月15日の標準賞与額を12万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年7月  
③ 平成18年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、金融機関から提出された「預金取引明細表」、同僚から提出された「給与支給明細書平成18年7月分賞与」(以下「給与支給明細書」という。)及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②の賞与支給日については、上記の預金取引明細表により確認できる振込日から、平成18年7月14日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記の預金取引明細表及び同僚の給与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

請求期間③について、事業主から提出された「平成18年冬期賞与明細書」（以下「冬期賞与明細書」という。）及び金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③の賞与支給日については、上記の預金取引明細表により確認できる振込日から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間③の標準賞与額については、上記の冬期賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月14日及び同年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等を保存していないため、当時の資料を得ることができない上、請求者も、当該期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない。

また、上記の金融機関は、請求期間①当時の預金取引明細表については保存していないと回答している上、当時、請求者が居住していたB市は、平成18年度分の市民税課税基礎資料等は残っていないと回答していることから、請求者の請求期間①に係る賞与支給の事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 1600276 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 1700022 号

### 第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 7 月 15 日の標準賞与額を 8 万円、同年 12 月 15 日の標準賞与額を 10 万 9,000 円、平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 11 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日及び平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日及び平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 27 年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 15 年 12 月  
② 平成 16 年 7 月  
③ 平成 17 年 7 月  
④ 平成 17 年 12 月  
⑤ 平成 18 年 12 月

私が A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間③及び④について、金融機関から提出された「預金元帳」、同僚から提出された賞与明細書及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③及び④の賞与支給日については、上記預金元帳により確認できる振込日か

ら、請求期間③は平成 17 年 7 月 15 日、請求期間④は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、上記の預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、8万円、請求期間④に係る標準賞与額については、上記の預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、10万9,000円とすることが妥当である。

請求期間⑤について、事業主から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑤の賞与支給日については、上記預金元帳により確認できる振込日から、平成 18 年 12 月 15 日とすることが妥当である。

また、請求期間⑤の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、11万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日及び平成 18 年 12 月 15 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①及び②について、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等を保存していないため、当時の資料を得ることができない上、請求者も、当該期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない。

また、上記の金融機関は、平成 16 年 12 月 2 日以前の預金取引明細については保管していないと回答していることから、請求期間①及び②に係る賞与の振込を確認することはできない。

さらに、B 市から提出された請求期間②に係る市民税の課税記録により、平成 16 年の給与総支給額及び社会保険料額のそれぞれの年間総額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求期間②の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600274号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700006号

## 第1 結論

昭和46年\*月から昭和49年7月までの請求期間、同年11月から昭和52年6月までの請求期間、昭和55年4月から同年7月までの請求期間及び昭和57年3月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和46年\*月から昭和49年7月まで  
② 昭和49年11月から昭和52年6月まで  
③ 昭和55年4月から同年7月まで  
④ 昭和57年3月から同年10月まで

私は、昭和46年\*月頃にA市役所の窓口で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、国民健康保険料と一緒に最寄りの金融機関の窓口で定期的に納付していたはずである。請求期間について、保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者が所持する年金手帳の記載内容及び請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格記録から、A市において昭和59年2月頃に払い出されたことが推認できるところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続はA市において同年2月頃に行われたと考えられ、その際、請求者が20歳に到達した昭和46年\*月\*日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることから、同年\*月頃に請求者が国民年金の加入手続を行い、請求期間①から④までの国民年金保険料を定期的に納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和59年2月の時点では、請求期間①、②及び③は、時効により国民年金保険料を納付することができず、請求期間④は、保険料を過年度納付することが可能であるものの、請求者は過去の保険料を遡って納付したことないと陳述している。

さらに、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から④までについて、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600281号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700023号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年7月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年7月  
⑤ 平成17年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、請求者は、A社から賞与を支給されていたと主張している。

しかしながら、事業主は、請求期間①から⑤までに係る賃金台帳等を保存していないため、当時の資料を得ることができない上、請求者も、当該期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない。

また、請求者が賞与の振込先としていたとする金融機関は、請求期間①から⑤までに係る預金口座の取引明細は保存していないと回答していることから、当該期間において、請求者に賞与が支給された事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。